大阪府自殺対策基本指針 新旧対照表

資料５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 改正案 | 現指針（平成29年3月改正） | 備考 | 【参考】自殺総合対策大綱 |
| 目次はじめに　（略）第１章　自殺対策の現状と課題　（略）第２章　自殺対策の基本的な考え方　（略）第３章　自殺対策の重点的な施策　１　地域レベルの実践的な取組みを支援する　２　自殺の実態を明らかにする３　府民一人ひとりの気づきと見守りを促す４　早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する５　こころの健康づくりを進める６　適切な精神科医療を受けられるようにする７　社会的な取組みで自殺を防ぐ８　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ９　遺された人の支援を充実する１０　行政機関と民間団体との連携を強化する第４章　自殺対策の推進体制　（略） | 目次はじめに　（略）第１章　自殺対策の現状と課題　（略）第２章　自殺対策の基本的な考え方　（略）第３章　自殺対策の重点的な施策１　自殺の実態を明らかにする２　府民一人ひとりの気づきと見守りを促す３　早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する４　こころの健康づくりを進める ５　適切な精神科医療を受けられるようにする６　社会的な取組みで自殺を防ぐ７　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ８　遺された人の支援を充実する９　行政機関と民間団体との連携を強化する第４章　自殺対策の推進体制　（略） | 大綱改正に伴う項目追加 |  |
| はじめに１　本指針の位置づけ　本指針は、平成28年4月に一部を改正する法律が施行された自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）における都道府県自殺対策計画と位置づけ、大阪府における自殺対策のあり方及び実情を勘案した当面の計画を示すものである。平成29年３月に前大阪府自殺対策基本指針の計画期間の５年が経過することを契機に、新たな大阪府自殺対策基本指針を改正したが、平成29年７月の国の「自殺総合対策大綱」の改正に伴い、現行の指針の一部改正を行うものである。　基本法の趣旨を反映させるとともに、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、総合的に自殺対策が推進されることで、誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現をめざすための指針となっている。２　これまでの経緯　全国の自殺者数は、平成10年に３万人を超えて以来、毎年３万人を超える高止まりの状況が続いていた。この状況の中、国においては、平成18年10月に基本法が施行、平成19年６月に自殺総合対策大綱が策定（平成24年８月に改正）されて、国を挙げて取り組む自殺対策の方向性が示された。さらに、地域の実情を踏まえた対策の実施のため、自治体への助成制度として、平成21年に地域自殺対策緊急強化基金、平成27年に地域自殺対策強化交付金が創設された。大阪府においては、警察庁「自殺統計」によると平成10年に自殺者数のピークを迎え、それ以降、全国に平行して推移し、毎年２千人を超える高止まりの状況となっていたことから、平成15年に、自殺対策に係る関係機関や団体が参画する「大阪府自殺防止対策懇話会」を設置（平成18年に「大阪府自殺対策連絡協議会」、平成24年に「大阪府自殺対策審議会」に改組）して関係者が一体となって自殺対策に取り組む体制を整備した。また、平成21年度からは、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、実態調査や普及啓発、人材養成事業を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により、地域の自殺対策力の強化を図った。なお、基金を活用した事業については、「大阪府における自殺対策」（平成27年６月　大阪府こころの健康総合センター）において詳細がまとめられている。　平成24年３月に大阪府自殺対策基本指針を策定し、大阪府としての自殺対策の方向性を示し、基本指針に基づいて自殺対策に取り組んできた。その結果、平成28年の自殺者数は、警察庁「自殺統計」において、1,238人にまで減少したところである。　しかしながら、統計上１日に約４名の方が自殺で亡くなるという依然として深刻な状況にあることから、今後も引き続き、大きな社会問題であるととらえて、総合的な自殺対策の推進を図っていかなければならない。 | はじめに１　本指針の位置づけ　本指針は、平成28年4月に一部を改正する法律が施行された自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）における都道府県自殺対策計画と位置づけ、大阪府における自殺対策のあり方及び実情を勘案した当面の計画を示すものである。今般の改正は、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するために、平成24年３月に策定した大阪府自殺対策基本指針の計画期間の５年が経過することを契機としている。基本法の趣旨を反映させるとともに、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、総合的に自殺対策が推進されることで、誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現をめざすための指針となっている。２　これまでの経緯　全国の自殺者数は、平成10年に３万人を超えて以来、毎年３万人を超える高止まりの状況が続いていた。この状況の中、国においては、平成18年10月に基本法が施行、平成19年６月に自殺総合対策大綱が策定（平成24年８月に改正）されて、国を挙げて取り組む自殺対策の方向性が示された。さらに、地域の実情を踏まえた対策の実施のため、自治体への助成制度として、平成21年に地域自殺対策緊急強化基金、平成27年に地域自殺対策強化交付金が創設された。大阪府においては、警察庁「自殺統計」によると平成10年に自殺者数のピークを迎え、それ以降、全国に平行して推移し、毎年２千人を超える高止まりの状況となっていたことから、平成15年に、自殺対策に係る関係機関や団体が参画する「大阪府自殺防止対策懇話会」を設置（平成18年に「大阪府自殺対策連絡協議会」、平成24年に「大阪府自殺対策審議会」に改組）して関係者が一体となって自殺対策に取り組む体制を整備した。また、平成21年度からは、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、実態調査や普及啓発、人材養成事業を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により、地域の自殺対策力の強化を図った。なお、基金を活用した事業については、「大阪府における自殺対策」（平成27年６月　大阪府こころの健康総合センター）において詳細がまとめられている。　平成24年３月に大阪府自殺対策基本指針を策定し、大阪府としての自殺対策の方向性を示し、基本指針に基づいて自殺対策に取り組んできた。その結果、平成27年の自殺者数は、警察庁「自殺統計」において、1,295人にまで減少したところである。　しかしながら、統計上１日に約４名の方が自殺で亡くなるという依然として深刻な状況にあることから、今後も引き続き、大きな社会問題であるととらえて、総合的な自殺対策の推進を図っていかなければならない。 | 基本指針改正に合わせた時点修正基本指針改正に合わせた時点修正 | 第１　自殺総合対策の基本理念 |
| 第１章　自殺対策の現状と課題　１　大阪府の自殺者の状況　（１）自殺者の年次推移　厚生労働省「人口動態統計」における大阪府の自殺者の年次推移をみると、ほぼ全国に平行して推移し、平成9年から平成10年に急増し平成11年のピーク以降２千人を超える状況が続いたが、平成23年より減少し始め、平成28年は1,544人となった。（図１）　　　図１　自殺者の年次推移（厚生労働省「人口動態統計」）警察庁「自殺統計」における自殺者数の推移においても、平成23年より減少しはじめ、平成28年は1,238人となっている。（図２）　　　図２　自殺者の年次推移（警察庁「自殺統計」）　（２）自殺死亡率の状況　自殺死亡率（人口10万人に対する自殺者数）の推移をみると、平成23年以降低下しており、平成28年は警察庁「自殺統計」で14.0、「人口動態統計」で17.8となっている。　　　　図３　自殺死亡率の推移　（３）年齢階層別死因の状況　　　　（略）　　　　図４　年齢階層別の死因順位の推移（府）　（４）原因・動機別自殺者数の状況　　　　（略）　　　図５－１　自殺の原因・動機件数の年次推移（府）　なお、平成27年の全国における原因・動機別件数の割合について、40歳以上と未満で分類すると、40歳以上では「健康問題」が半数以上を占めるが、40歳未満では「健康問題」に加えて「経済・生活問題」、「勤務問題」「男女問題」など多岐にわたっていることがわかる。（図５－２）　　　図５－２　平成27年における40歳以上・未満の原因・動機別件数の割合（全国）　（５）職業別自殺者数の状況大阪府における職業別自殺者数をみると、平成28年においては、平成21年と比べてすべての職業において減少している。（図６－１）　　図６－１　職業別自殺者数の年次推移（府）なお、平成27年の全国における職業別自殺者数の割合について、40歳以上と未満で分類すると、40歳未満では、主婦を除いた「無職者」が３割を超えていることがわかる。（図６－２）　　　図６－２　平成27年における40歳以上・未満の職業別自殺者数の割合（全国）　２　大阪府の自殺対策における課題平成 10 年に急増して高止まりしていた自殺者数が平成 23 年から減少し、平成28 年の自殺者数は1,238人となった。前年比57人の減で、ここ数年は減少傾向にある。しかしながら、いまだに１日に約４人が自殺により亡くなっていることから、引き続き大きな社会問題としてとらえてこれまでの事業を検証した結果、さらに自殺対策を充実させるための課題は次のとおりとした。（１）若年層向けの支援　　　（略）（２）自殺未遂者への支援　　　（略）（３）自死遺族への支援　　　（略）（４）関連機関の連携強化　　　（略） | 第１章　自殺対策の現状と課題　１　大阪府の自殺者の状況　（１）自殺者の年次推移　厚生労働省「人口動態統計」における大阪府の自殺者の年次推移をみると、ほぼ全国に平行して推移し、平成9年から平成10年に急増し平成11年のピーク以降２千人を超える状況が続いたが、平成23年より減少し始め、平成27年は1,624人となった。（図１）　　　図１　自殺者の年次推移（厚生労働省「人口動態統計」）警察庁「自殺統計」における自殺者数の推移においても、平成23年より減少しはじめ、平成27年は1,295人となっている。（図２）　　　図２　自殺者の年次推移（警察庁「自殺統計」）　（２）自殺死亡率の状況　警察庁「自殺統計」における自殺死亡率（人口10万人に対する自殺者数）の推移をみると、平成23年以降低下しており、平成27年は、全国の都道府県の中で最も低い14.7となっている。図３　自殺死亡率の推移（警察庁「自殺統計」）　（３）年齢階層別死因の状況　　　　（略）　　　図４　年齢階層別の死因順位の推移（府）　（４）原因・動機別自殺者数の状況　　　　（略）　　　図５－１　自殺の原因・動機件数の年次推移（府）　なお、平成27年の全国における原因・動機別件数の割合について、40歳以上と未満で分類すると、40歳以上では「健康問題」が半数以上を占めるが、40歳未満では「健康問題」に加えて「経済・生活問題」、「勤務問題」「男女問題」など多岐にわたっていることがわかる。（図５－２）　　　図５－２　平成27年における40歳以上・未満の原因・動機別件数の割合（全国）　（５）職業別自殺者数の状況大阪府における職業別自殺者数をみると、平成27年においては、平成21年と比べてすべての職業において減少している。（図６－１）　　図６－１　職業別自殺者数の年次推移（府）なお、平成27年の全国における職業別自殺者数の割合について、40歳以上と未満で分類すると、40歳未満では、主婦を除いた「無職者」が３割を超えていることがわかる。（図６－２）　　図６－２　平成27年における40歳以上・未満の職業別自殺者数の割合（全国）　２　大阪府の自殺対策における課題平成 10 年に急増して高止まりしていた自殺者数が平成 23 年から減少し、平成27 年の自殺者数は1,295人となった。前年比91人の減で、ここ数年は約 10 ％の減少傾向にある。しかしながら、いまだに１日に約４人が自殺により亡くなっていることから、引き続き大きな社会問題としてとらえてこれまでの事業を検証した結果、さらに自殺対策を充実させるための課題は次のとおりとした。（１）若年層向けの支援　　　（略）（２）自殺未遂者への支援　　　（略）（３）自死遺族への支援　　　（略）（４）関連機関の連携強化　　　（略） | 基本指針改正に合わせた時点修正基本指針改正に合わせた時点修正基本指針改正に合わせた時点修正基本指針改正に合わせた時点修正基本指針改正に合わせた時点修正 | 第２　自殺の現状と自殺総合対策における基本認識 |
| 第２章　自殺対策の基本的な考え方　１　基本的な認識　（略）　２　基本的な方針　（１）生きることへの包括的な支援として取り組む　　　　（略）　（２）総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む自殺は様々な要因が複雑に関係しているが、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択ではなく、追い込まれた結果である。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、適切な取組みによって防ぐことができる。このことから自殺を防ぐためには、総合対策として、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組みが重要である。このような取組みを実施するためには、国の協力・支援のもと、地域において、市町村や、地域の医療機関や学校、民間団体を含めた様々な分野の関係機関・団体が相互に、かつ、密接に連携・協力する必要がある。また、市町村による事業の円滑な推進を図るため、大阪府は、市町村の自殺対策の基本計画の策定、及び基本計画に基づく事業実施に積極的に協力し、緊密な連携体制を構築するものとする。（３）社会的要因を踏まえて取り組む　　　（略）（４）こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む　　　（略）（５）基本法に沿って取り組む　　　（略）（６）事前予防、危機対応、事後対応に取り組む　　　（略）（７）自殺の実態に基づき継続的に取り組む　　　（略）（８）生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む　　　（略） | 第２章　自殺対策の基本的な考え方　１　基本的な認識（略）　２　基本的な方針　（１）生きることへの包括的な支援として取り組む　　　　（略）　（２）総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む自殺は様々な要因が複雑に関係しているが、多くの自殺は、個人の自由な意思や選択ではなく、追い込まれた結果であり、適切な取組みによって防ぐことができることから、自殺を防ぐためには、総合対策として、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組みが重要である。このような取組みを実施するためには、国の協力・支援のもと、地域において、市町村や、地域の医療機関や学校、民間団体を含めた様々な分野の関係機関・団体が相互に、かつ、密接に連携・協力する必要がある。また、市町村による事業の円滑な推進を図るため、大阪府は、市町村の自殺対策の基本計画の策定、及び基本計画に基づく事業実施に積極的に協力し、緊密な連携体制を構築するものとする。（３）社会的要因を踏まえて取り組む　　　（略）（４）こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む　　　（略）（５）基本法に沿って取り組む　　　（略）（６）事前予防、危機対応、事後対応に取り組む　　　（略）（７）自殺の実態に基づき継続的に取り組む　　　（略）（８）生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む　　　（略） | 大綱改正に伴う文言の追加修正 | 第２　自殺の現状と自殺総合対策における基本認識第３　自殺総合対策の基本方針 |
| 第３章　自殺の重点的な施策１　地域レベルの実践的な取組みを支援する　平成28年４月、基本法の改正により、都道府県及び市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされた。大阪府は、市町村自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行い、地域レベルの実践的な取組みを推進する。（１）市町村自殺対策計画の策定等の支援　　　①大阪府自殺対策推進センターは、国から提供される地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ、地域自殺対策計画策定ガイドライン等を活用しながら、市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。２　自殺の実態を明らかにする　（略）３　府民一人ひとりの気づきと見守りを促す　（略）　４　早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する　（略）５　こころの健康づくりを進める（１）学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進　　　（略）（２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進　　　（略）（３）地域におけるこころの健康づくりの推進　　　①（略）　　　②心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い憩うことのできる場所の整備を進める。（４）大規模災害における被災者のこころのケア　　　①被災者及び支援者の生活再建を支えるこころのケアを行うために、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備と人材養成、災害時協力精神科医療機関の体制づくり等、災害時におけるこころのケア体制を整備する。６　適切な精神科医療を受けられるようにする　　　（略）７　社会的な取組みで自殺を防ぐ（１）学校における相談体制の充実　　　　（略）　（２）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実　　　　（略）　（３）妊産婦への相談支援の充実　　　　（略）　（４）返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施　　　　（略）　（５）労働・経営に係る相談窓口の充実等　　　①（略）　　　②障がい者、ひとり親家庭の親、高齢者等を対象者とした就労等に関する相談や支援を行う。　　　③地域若者サポートステーションにおいて、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立をそれぞれの若者に合った手法で継続的・包括的に支援する。④商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等の経営者に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。　（６）医療・介護に係る相談支援の充実　　　①（略）②保健所や訪問看護ステーション等において、難病患者や慢性疾患患者等への訪問や、地域の関係機関等と連携して難病患者等の相談・支援を行う。③がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターなどの相談体制の構築と周知を行う。④介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者に対し、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるよう情報提供等を行うことで、介護者への支援を充実させる。（７） 危険な薬品等の規制等①医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。②毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通の防止を図る。　（８）インターネット上の自殺関連情報対策の推進　　　（略）（９）地域における相談体制の充実　　　（略）８　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ　（略）９　遺された人の支援を充実する　（略）１０　行政機関と民間団体との連携を強化する　（略） | 第３章　自殺の重点的な施策　（追加）１　自殺の実態を明らかにする　（略）２　府民一人ひとりの気づきと見守りを促す　（略）　３　早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する　（略）４　こころの健康づくりを進める（１）学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進　　　（略）（２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進　　　（略）（３）地域におけるこころの健康づくりの推進　　①（略）　　（追加）（４）大規模災害における被災者のこころのケア　　　①被災者及び支援者の生活再建を支えるこころのケアを行うために、災害時におけるこころのケア体制を整備する。５　適切な精神科医療を受けられるようにする　　　（略）６　社会的な取組みで自殺を防ぐ（１）学校における相談体制の充実　　　　（略）　（２）児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実　　　　（略）　（３）妊産婦への相談支援の充実　　　　（略）　（４）返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施　　　　（略）　（５）労働・経営に係る相談窓口の充実等　　　①（略）　　　②障がい者、母子家庭の母親、高齢者、若者、ニート等を対象者とした就労等に関する相談や支援を行う。　　　（追加）　　　③商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等の経営者に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。　（６）医療・介護に係る相談支援の充実　①（略）　②保健所等において、難病患者への訪問や、地域の関係機関等と連携して難病患者の相談・支援を行う。（追加）③介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者に対し、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるよう情報提供等を行うことで、介護者への支援を充実させる。（追加）（７）インターネット上の自殺関連情報対策の推進　　　（略）（８）地域における相談体制の充実　　　（略）７　自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ　（略）８　遺された人の支援を充実する　（略）９　行政機関と民間団体との連携を強化する　（略） | 大綱改正に伴う項目の追加大綱を踏まえた項目の追加基本指針改正に合わせた文言の追加基本指針改正に合わせた文言の追加修正大綱を踏まえた項目の追加大綱を踏まえた文言の追加修正大綱改正に伴う項目の追加大綱を踏まえた項目の追加 | 第４　自殺総合対策における当面の重点施策１．地域レベルの実践的な取組への支援を強化する２．国民一人ひとりの気づきと見守りを促す３．自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する４．自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る５．心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する６．適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする７．社会全体の自殺リスクを低下させる８．自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ９．遺された人への支援を充実する10。民間団体との連携を強化する11。子ども・若者の自殺対策を更に推進する12。勤務問題による自殺対策を更に推進する |
| 第４章　自殺対策の推進体制　１　大阪府における推進体制　（略）　２　市町村における連携・協力体制　（略）　３　目標と施策の評価本指針は、今後概ね６年間の大阪府における自殺対策の方向性を示すものとし、次に掲げる項目を目標として設定する。①毎年、府内の自殺者数の減少を維持する。　②早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する。また、本指針に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を把握し、「大阪府自殺対策審議会」での意見も含めて、その効果等を評価するとともに、それを踏まえた施策を展開する。なお、本指針は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、国の動向、施策の実施状況や目標の達成状況等により、適宜見直しを行うものとする。 | 第４章　自殺対策の推進体制　１　大阪府における推進体制　（略）　２　市町村における連携・協力体制　（略）　３　目標と施策の評価本指針は、今後概ね６年間の大阪府における自殺対策の方向性を示すものとし、次に掲げる項目を目標として設定する。①毎年、府内の自殺者数が減少傾向を維持する。　②早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する。また、本指針に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を把握し、「大阪府自殺対策審議会」での意見も含めて、その効果等を評価するとともに、それを踏まえた施策を展開する。なお、本指針は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、国の動向、施策の実施状況や目標の達成状況等により、適宜見直しを行うものとする。 | 基本指針改正に合わせた文言の修正 | 第５　自殺対策の数値目標第６　推進体制等 |